

審議結果

麻生議長は議事進行のため、採決には加わりません。

議案番号	件名と主な内容 (件名は一部省略しています)	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	議長
		議決結果	渡辺善男	渡辺泰宣	野村賢一	末吉昭男	根本年生	吉野僖一	山田久子	渡辺八寿雄	山口定夫	森久	吉野一男	麻生勇
5月会議														
議案第25号	大多喜お城の森公園の設置及び管理に関する条例の制定について……大多喜お城の森公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定める条例を制定するもの。	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第26号	令和4年度一般会計補正予算（第1号）……歳入歳出予算の総額に258万7千円を追加し、補正後の予算総額を52億3,258万7千円とするもの。	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

報告

5月会議	
報告第1号	専決処分の報告について (※注1) 地方税法等の一部を改正する法律などが、令和4年3月31日公布され、原則4月1日施行となることに伴い、町税条例等の一部改正について専決処分したことから議会に報告するもの。
報告第2号	専決処分の報告について (※注2) 公用車の運転操作誤りにより、県道脇の立ち木に衝突し損害を与えたため、損害賠償の額を定めることについて議会に報告するもの。 損害賠償額 13万2,792円
報告第3号	専決処分の報告について (※注3) 公用車の運転操作誤りにより、県道脇の個人所有のカーブミラーに衝突し損害を与えたため、損害賠償の額を定めることについて議会に報告するもの。 損害賠償額 7万8,556円

(※注1、※注2、※注3) 専決処分とは

議会の議決する案件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときや、議会が議決によって指定した事項について、町長は議会に諮らず決定することができます。

専決処分したときは、次の議会に報告します。
(指定されている事項)

- 1 会計年度末における、日切れ扱いの地方税法の改正に伴い、必要な条例改正を行うこと。
- 2 町内で発生した災害及び突発的な事故に対し、応急的に必要となる補修、救援に関する経費の歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 3 解散及び欠員等の事由に基づく、選挙費に係る歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 1件100万円以下に係る損害賠償の額の決定及び和解、調停に関すること。